

申請者（譲渡人、譲受人）各位

武雄市農業委員会長

### 農地法許可申請書提出に伴う地元委員への事前説明について

農地法第3・4・5条及び非農地証明の申請をされる場合、事前に申請地の地元農業委員・農地利用最適化推進委員さんへ内容を説明し、裏面確認事項を記載してもらい申請書に添えて提出ください。この確認書がない場合は審議ができません。

#### 確認書

土地	所在	
	面積	
	地目	
譲渡人 (貸付人)	住所	
	氏名	
譲受人 (借受人)	住所	
	氏名	

農地法の申請をするにあたり、裏面の確認事項について確認いたしました。

年　月　日	年　月　日
農業委員 印	農地利用最適化推進委員 印

## 農地法 3 条関係

申請の種類	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定
<b>権利を取得しようとするものの農地の利用状況（第3条第2項第1号関係）</b>	
権利を持つ農地はすべて効率的に利用している。	YES・NO
申請地も通作距離からみて、自ら耕作が可能である。	YES・NO
農機具および労働力は確保されている。	YES・NO
<b>権利取得後の常時従事状況（第3条第2項第4号関係）</b>	
農作業に従事している人数	人
取得後も150日以上農作業に従事する。	YES・NO
<b>権利取得後の経営面積（第3条第2項第5号関係）</b>	
権利取得後、下限面積（50a）以上である。	YES・NO
<b>周辺地域との関係（第3条第2項第7号関係）</b>	
現在の利用状況を分断するような権利取得ではない。	YES・NO
地域の水利調整に参加し、その取り決めを遵守する。	YES・NO
地域の農業の利用調整に協力する。	YES・NO
農薬の使用方法等については地域の防除基準に従う。	YES・NO

## 農地法 4・5 条関係

申請の種類	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定
<b>農地の代替え（第4条第6項2号関係/第5条第2項2号関係）</b>	
周辺の農地以外の土地では事業を達成できない。（3種農地を除く）	YES・NO
<b>資力及び信用（第4条第6項3号関係/第5条第2項3号関係）</b>	
資力及び信用から転用が確実と認められる。	YES・NO
<b>周辺地域との関係（第4条第6項4号関係/第5条第2項4号関係）</b>	
農業用用排施設に支障がない。	YES・NO
周辺の農地に係る営農条件に支障がない。	YES・NO

## 非農地証明関係

総合的に判断し、非農地として扱うことに問題ない。	YES・NO
--------------------------	--------